(水)か

を施行し

ごみ集積所から何者かが資源物を無断で持ち去る行為が全国各地で発生しています。市民の皆 さんが分別し、集積所に出したごみを持ち去られてしまうと、適正処理されない恐れがあるため、 8月1日(水)から持ち去り行為を禁止する条例を施行します。

> **255-2770** 問い合わせ/ 廃棄物対策課 ₩51-0522

どうして条例改正したの?

られます。 取られた後、 す。 去り行為の目撃情報が寄せられていま 国各地で発生しており、 行為者によって価値のあるものが抜き が資源ごみを無断で持ち去る行為が全 持ち去られた資源物は、 ごみ集積所から許可のない者 不法に投棄されると考え 市内でも持ち 持ち去り

て各地区に報奨金として還元されて 回収制度が始まり、 源物を売却し、 市では、ごみ集積所に排出された資 また、 平成26年度から協働型古紙 市の歳入に充てていま 古紙収集量に応じ

禁止するよう条例を改正しました。 る行為でもあるため、持ち去り行為を 為は、市や各地区に財政的損失を与え 資源物をごみ集積所から持ち去る行

こみを移動できる人は?

「持ち去り禁止条例」とは?

富士市廃棄物の減量及び適正処理

移動することができます。 次の3者は、 集積所に出された物を

富士市

積所からのごみの持ち去り行為を禁止

に関する条例」

を一部改正し、

ごみ集

する規定を追加しました。

富士市 けた人(事業者) から収集及び運搬の委託を受

市長が必要と認めた人(町内会(区) ごみを出した本人など)

持ち去りを目撃した場合は?

なお、 物対策課に情報を提供してください。 ※市が委託している業者の収集車 りしないでください。 で問い詰めたり、 がありますので、 後ろに市の収集車であることを示し ません。また、 午前8時30分より前には収集を行い 持ち去り行為を目撃した際は、 トラブルに巻き込まれるおそれ 持ち去る人にその場 収集車両の前または 無理な制止を行った 廃棄

持ち去り行為の目撃

ち帰ることにより発生する「ごみ屋敷」

が対象です。ごみ集積所からごみを持

ごみ集積所に排出された全てのごみ

対象となるごみは?

全てのごみを対象としています。

を防ぐためにも、

集積所に排出された



日時・場所・ナンバー・ 車種・行為者の特徴をメモ

絡 連



廃棄物対策課まで ご連絡ください

地域パトロールの実施



行為者を発見

禁止命令



それでも従わない場合

どの公表

資源ごみは地域にとっても財産です

高齢化が進む中で、地域の最寄りの集積所に資 源ごみを出せることは重要です。現在、市では協 働型古紙回収制度を導入し、地域でも古紙を回収 していますが、古紙が持ち去られると制度の維持 ができなくなります。また、古紙回収による報奨 金は地域の運営財源にもなっており、日ごろから 地域の皆さんに呼びかけて、資源ごみの分別と回 収にご協力いただいています。古紙を初めとした 資源ごみは、市にとっても地域にとっても「財産」 といえます。条例改正により、安心安全で持続的 な地域が維持できることを期待しています。



富士環境衛生自治推進 協会会長 ゅきさだ 禮**節さん**(中央町3)